



官庁街通り



奥入瀬溪流



十和田湖



乙女の像

十和田市空き家バンク



空き家をお持ちの方へ

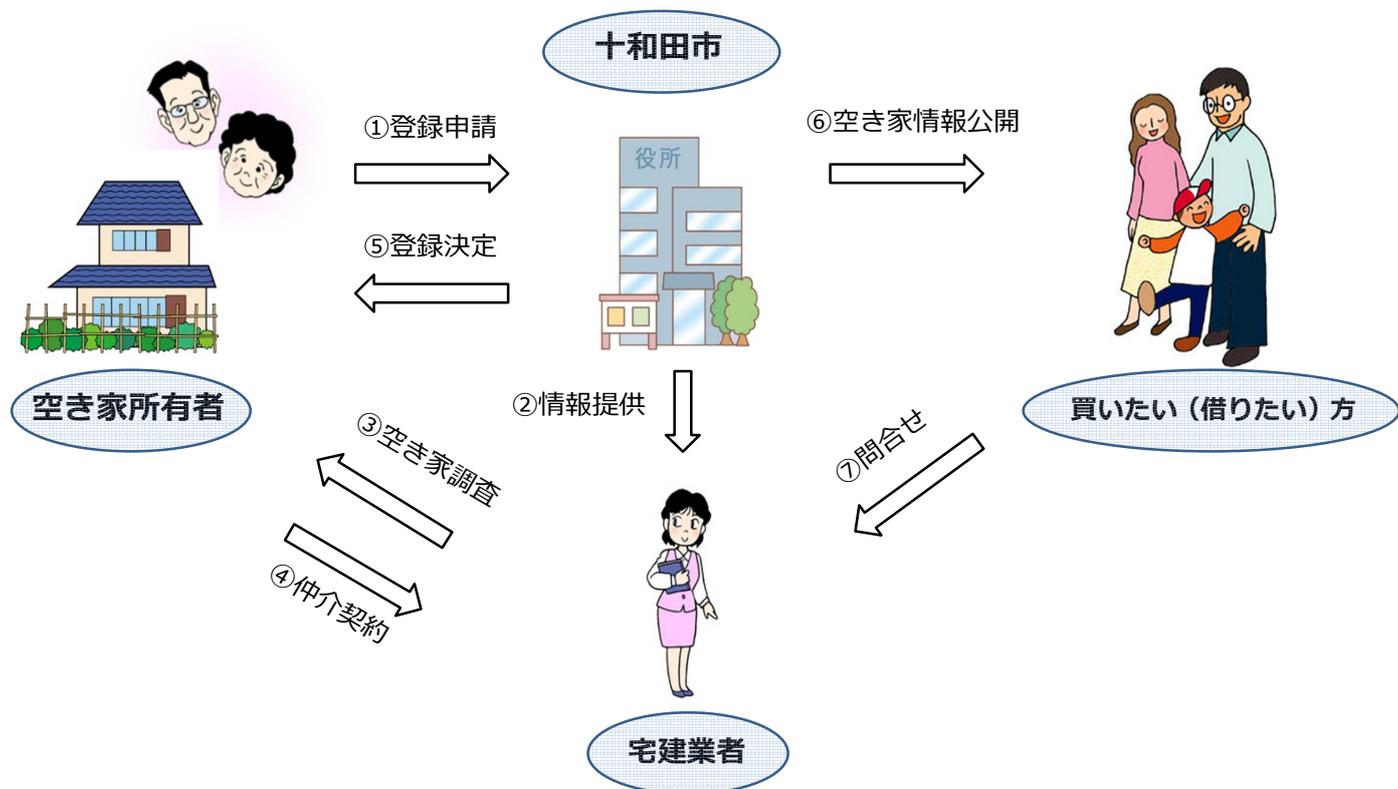
空き家バンクは、空き家を売りたい（貸したい）人の空き家などの情報を、市のホームページなどで公開し、空き家を買いたい（借りたい）人へ提供する制度です。あなたの空き家を必要としている人がいるかもしれません。お気軽にご相談ください。

空き家をお探しの方へ

空き家バンクは、一戸建ての空き家などの情報をご紹介します。また、十和田市への移住をお考えの方は、「移住相談窓口」を開設しておりますので、お気軽にご相談ください。

1. 十和田市空き家バンクとは

空き家を売りたい（貸したい）人の空き家などの情報を、空き家を買いたい（借りたい）人へ提供する制度です。



2. 登録できる空き家

- ① 所有者が複数の場合、全員の承諾が得られているもの
 - ② 所有権以外の権利者がいる場合、全員の承諾が得られているもの
 - ③ 相続がされているもの
 - ④ 空き家の引き渡しまで適正に管理すること
- ※アパートなどの共同住宅は登録できません。

空き店舗・空き地の登録も可能!!

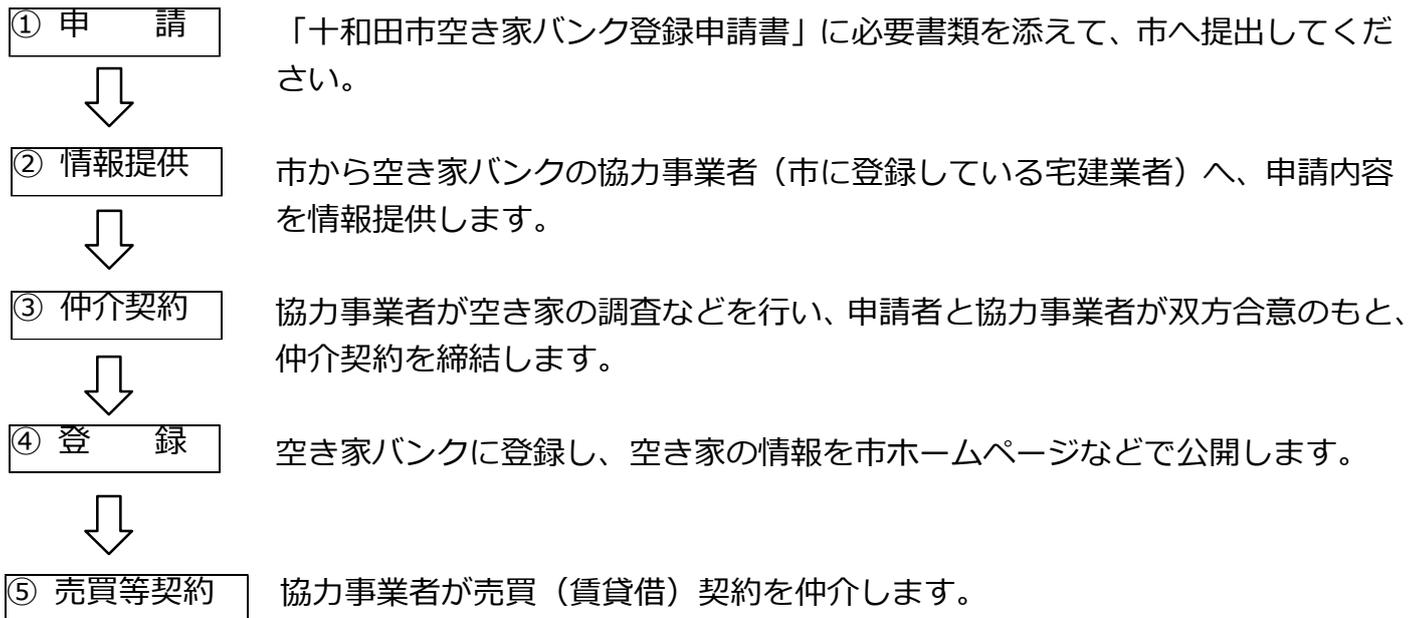
3. 空き家を登録できる方

- ① 空き家の所有者で売却（賃貸）を希望する個人
- ② 暴力団員等でない方

4. 空き家を購入・賃借できる方

- ① 空き家の購入（賃借）を希望する個人・事業者
- ② 空き家に定住（定期的に滞在）して、十和田市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、住民と協働して生活できる方
- ③ 暴力団員等でない方

5.空き家の登録までの流れ（空き家所有者向け）

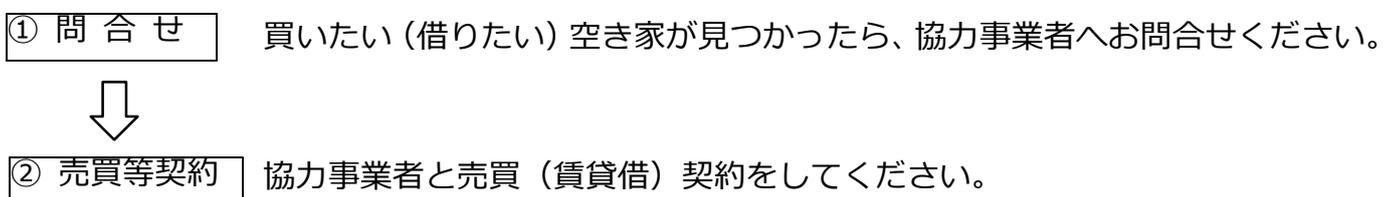


◆必要書類◆

- (1) 十和田市空き家バンク登録申請書（様式第1号）
- (2) 本人確認書類（運転免許証等の写し）
- (3) 十和田市空き家バンク申請に関する確認書（様式第2号）
- (4) 十和田市空き家バンク登録カード（様式第3号）
- (5) 空き家の外観及び内観の写真
- (6) 空き家の登記事項証明書の写し
- (7) 仲介に係る契約書の写し（仲介契約を締結している場合）
- (8) 十和田市空き家バンク登録申請に関する共有持分権者確認書（空き家等の共有持分権者がいる場合に限る。）（様式第4号）

※空き家バンクの物件登録期間は2年間となっており、更新することも可能です。

6.空き家の購入（賃借）までの流れ（利用者向け）



7.利用登録者制度（利用者向け）

利用登録者として登録すると、空き家バンクに登録された空き家等に関する情報の提供を受けることができます。利用登録期間は2年となっており、更新することも可能です。

◆必要書類◆

- ・十和田市空き家バンク利用登録者登録申請書（様式第11号）
- ・本人確認書類（運転免許証等の写し）

8.注意事項

- ① 空き家バンクの利用に費用はかかりませんが、公正な取引のために協力事業者が空き家の調査や仲介を行うため、協力事業者と仲介契約を締結する必要があります。（申請者と協力事業者の双方合意のもと、仲介契約を締結します。）また、売買（賃貸借）契約の締結時には、**協力業者に仲介手数料を支払う必要があります。**
- ② 市は、空き家の売買（賃貸借）の交渉・契約、これに付随して生じた紛争等については一切関与しません。
- ③ 空き家の権利関係、損傷具合などによっては、登録をお断りする場合があります。
- ④ 空き家バンクに登録した空き家は、所在地、物件概要、間取り図、写真などの情報を公開します。**情報が公開された際は、売買等を希望する方から問い合わせが入る場合があります。**

9.令和4年度十和田市空き家バンク利用促進奨励金

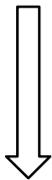
令和5年3月31日までに空き家バンクを利用し、売買（賃貸借）契約を締結して、空き家を売却（賃貸）した方へ奨励金を交付します。

対象者	奨励金額
空き家を売却（賃貸）した方	5万円

※ 奨励金の交付は、同一の空き家につき1回限りとなります。（空き地は対象外です。）

① 申請

売買（賃貸借）契約の締結後、すみやかに「空き家バンク利用促進奨励金交付申請書」に必要書類を添えて、市へ提出してください。



◆必要書類◆

- ・十和田市空き家バンク利用促進奨励金交付申請書（様式第1号）

② 交付

市から奨励金の交付決定通知後に、請求書を提出してください。

◆必要書類◆

- ・十和田市空き家バンク利用促進奨励金交付請求書（様式第3号）

※本市外から中古住宅を取得し、転入をする方へ、対象経費の1/2（上限あり）を補助する移住支援がございます。

【お問い合わせ】

十和田市 企画財政部 政策財政課 人口減少・定住自立圏係
TEL：0176-51-6712 FAX：0176-24-9616

【お問い合わせ】

十和田市 建設部 都市整備建築課 都市政策・空き家対策係
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
TEL：0176-51-6735 FAX：0176-22-9599

十和田市空き家バンク



検索